

公 告

(筑後川河川事務所管内における令和5年度日田地区外来水草除去企画運営委託について)

次のとおり公告します。

令和5年10月30日

国土交通省九州地方整備局
筑後川河川事務所長 吉田 大

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第99条に基づき、筑後川河川事務所が管理する筑後川水系庄手川直轄区間(0k000～2k700)における令和5年度日田地区外来水草除去企画運営の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託区間

本委託区間は、筑後川水系庄手川(0k000～2k700)であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間 令和5年11月22日(予定)～令和6年3月25日

(4) 本委託を契約する団体については、2.に示す参加資格要件を有することを証明する資料をもって審査し選定する。

その後、筑後川河川事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託区間を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次の各号に該当するものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。ただし、以下の(3)を満たす者であること。

(3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2番1号(電話 0942-33-9185(直通))
国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所

担当：管理課 上席専門職 船津(内線 407)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和5年10月30日(月)から令和5年11月10日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2番1号 国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所 3階 管理課または、
〒877-0074 大分県日田市中ノ島町608-14 日田出張所
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- 曜
- ① 提出期間：令和5年10月31日（火）から令和5年11月13日（月）までの土曜日、日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
 - ② 提出場所：上記3.(1)に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。